

5 分かる授業づくり



大切にしたいことは、児童生徒の実態から、どのように授業を作り、どのように指導して、付けたい力を身につけさせるかということです。学習内容はもちろんのこと、授業を通して身に付けさせたい内容はたくさんあります。ポイントを示しますので参考にしてください。

○学習準備の仕方を指導する

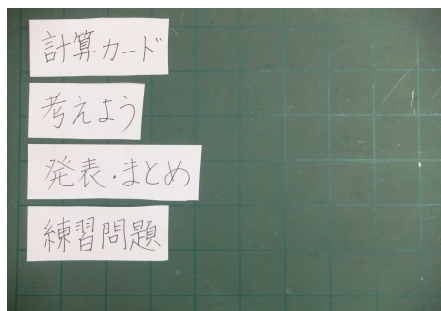
授業が始まる時の学習準備の仕方を指導しましょう。ものが整うと心もぴりっと整って「さあ、勉強がんばるぞ」という気持ちになります。



- 教科書、ノート、筆箱の置き場所を指導します。この写真は右利きの子どもの場合です。左利きの子どもはノートと教科書が反対になります。
- 学習の決まりを定着させるのは、初めが肝心です。授業が終了したら教科書を机の中にしまい、次の学習準備をすることも指導しましょう。

○学習に向かう姿勢を作る

導入を工夫して、「おもしろそう」「やってみたい」「できそうだ」という意欲や集中を高めます。また、学習の見通しを示し、学習に向かう姿勢を持ち続けられるような工夫をします。



- 早めに全体の流れが分かることで、見通しを持ちやすくなります。



- 児童生徒の実態に応じて、タイマーなどを使って活動の始まりと終わりを示します。終わりが分かると安心します。

○話す前に見通しを伝える

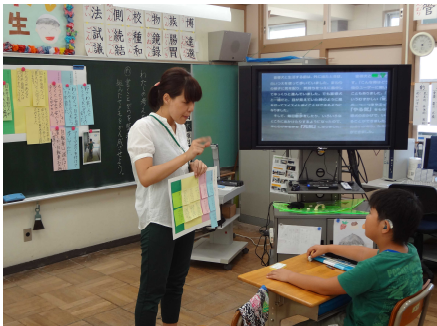
「これから、大切なことを2つ言います」「ポイントを話します」など、これからどのような話が始まるのかが分かると、聞く準備が整います。

これから、実験をします。
実験のポイントを2つ話します。



○いったん手を止めさせて、話す人の方を見ることができてから話す

大切なことを話したいときには、作業をいったん止めさせましょう。全員が話す人の方を見ることができると待ちます。初めは時間がかかっても、だんだん早くできるようになります。聞く姿勢ができることで、しっかりと聞こうとする心構えもできます。

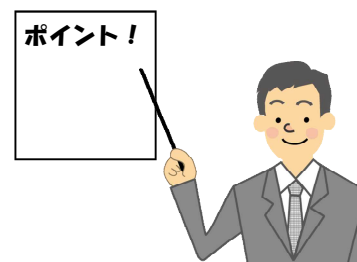


- 子どもがしっかりと先生の方を見えています。
- 先生が教材を示して説明しているの、しっかりと聞いています。

○具体的で分かりやすい伝え方をする

「ちゃんとしましょう」「もっとがんばりましょう」などの抽象的な言葉は分かりにくいので、具体的な目標を示します。また、「そこに」「あれが」などの指示語ではなく、具体的に説明したり実際の場所を示したりします。

- 「あと、5分間取り組みましょう。」
- 「マスからはみ出さないように書きましょう。」
- 「教科書を閉じて、机の右上に置きましょう。」
- 「プリントを、青いかごの中に出しましょう。」
- 「教科書23ページの、表1を見てください。」



○1時間の授業の中に「話す」「読む」「書く」「つくる」「操作する」などの活動を取り入れる

1時間の授業が、例えば「聞く」ことばかりに偏ると、児童生徒の集中も続きません。また、児童生徒の中には、じっとしていることが苦手な子どももいます。

そのようなとき、学習に身体の一部を動かす活動を取り入れることで満足でき、落ち着いて学習することができるようになります。

【身体の一部を動かす活動の例】

- とおり同士で、伝え合う活動
- 音読（全員で、交互に）
- フラッシュカードを使った学習（計算、熟語、英単語）
- 具体物を使った操作活動（触る、切る、貼る、動かす）

○学んだことを振り返ったり生かしたりできるようにする

学習したことを定着させるために、教室内に学習のポイントなどを掲示します。学習中に見て振り返ることができるほか、本時の学習に生かすこともできます。



教室内の壁に掲示



ホワイトボードを使ってポイントを掲示

○板書の工夫をする

板書は学習の流れが分かるようにすることが大切です。

黒板を効果的に使いましょう！

- 文字は見やすい大きさと、ていねいに、ゆっくりと書きます。
- 大切なところには、色チョークを適度に使います。
(赤チョークで文字を書くと、子どもによっては見えづらい場合があります)
- 小黒板や方眼黒板、短冊カードなどを効果的に使います。

○学習の内容の他にも、児童生徒に次のような力を付ける

- 指名されたら、返事をします。
- 立って発表したり、黒板の前で説明したりします。
- 自分のことは自分でできるようにします。
- 自分の力でじっくり考えます。
- 分からないことは、先生や友達に尋ねます。
- 字をていねいに書きます。
- 丁寧語を使って話します。



6 特別支援学級の教育課程編成



特別支援学級は障がいのある児童生徒を対象にして、特別に設置された学級です。小・中学校に設置される学級のため、教育課程は小・中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則です。しかし、児童生徒の実態から小・中学校の教育課程をそのまま適用することが適切ではない場合があります。そのため、学校教育法施行規則第138条に、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成することができると規定しています。

特別の教育課程を編成する場合、以下の点に留意してください。

各教科の指導について（知的障がいのない児童生徒の場合）

知的障がいのない児童生徒は、小・中学校の学習指導要領の各教科の当該学年の適用が基本です。

○当該学年の各教科の目標・内容を扱う

この場合、個々の障がいの状態に応じて、興味関心を高めたり、分かりやすい教材を作成したりするなど、工夫することが求められます。

○指導要録はA様式を使用する

各教科の指導について（知的障がいのある児童生徒の場合）

知的障がいのある児童生徒で、小・中学校の学習指導要領の各教科の下学年の内容を取り扱うことが適切である場合は、下学年適用をします。

○各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に替える

当該学年の各教科の目標・内容ではなく、下学年における各教科の目標・内容を取り扱うことができます。例えば、小学校第5学年の児童に対して小学校第4学年の目標・内容を取り扱うことができます。

○合科的・関連的な指導ができる

合科的な指導とは、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つです。単元または1時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて学習活動が行われます。

また、関連的な指導とは、教科別に指導するにあたって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものです。

こうした指導方法は、小・中学校の通常の学級においても実施されています。なお、指導計画の作成上の留意事項や時数の取り扱いについては、特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）P181を参考にしてください。

○指導要録はA様式を使用する



知的障がいのある児童生徒で、知的障がい者を教育する特別支援学校の学習指導要領に定められた各教科を導入することが適切である場合は、これらの教科を導入することができます。

○知的障がい者を教育する特別支援学校の各教科を導入する

小学部・・・生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科があります。

中学部・・・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科に、外国語を加えることができます。

※いずれの教科においても、小・中学校の各教科のねらいや内容とは異なります。

※個々の児童生徒の知的障がいの状態や経験などの実態に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいように、各教科の内容が学年別ではなく、段階別に示されています。

○各教科等を合わせた指導ができる

知的障がい者を教育する特別支援学校の各教科を導入する場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導することができます。日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、作業学習などの形態があります。

○指導要録はB様式を使用する

領域の指導について

各教科以外の教育課程の編成についても、原則的には、小・中学校の通常の教育課程に準じますが、知的障がいのない場合とある場合で異なることがありますので、以下のことに留意してください。

○道徳、特別活動、自立活動について

知的障がいのない児童生徒の場合	知的障がいのある児童生徒の場合
必ず実施する。	必ず実施する。 ※知的障がい特別支援学校の教育課程を導入し、各教科等を合わせた指導を行う場合は、その指導の形態の中に含めて行うことができます。

○外国語活動、総合的な学習の時間

知的障がいのない児童生徒の場合	知的障がいのある児童生徒の場合
必ず実施する。	原則は実施する。 ※知的障がい特別支援学校の教育課程を導入する場合は、実施しないこともできます。(知的障がい特別支援学校小学部には外国語活動や総合的な学習の時間が設けられていないからです。)

7 知的障がい者を教育する 特別支援学校の各教科とは



知的障がい者を教育する特別支援学校には次の教科があります。

小学部・・・生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育の6教科があります。

中学部・・・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭の8教科に、外国語を加えることができます。

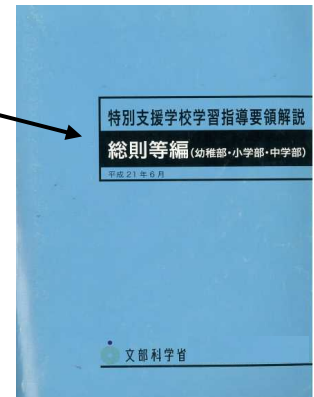
これらの教科の特徴を知り、適切に実施してください。

○児童生徒が自立し社会参加することをめざした内容

学習指導要領においては、知的障がいの特徴及び学習上の特性を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科の目標と内容等を示しています。



特別支援学校学習指導要領解説 総則等編
P252～369を読みましょう。
どのような内容を重視しているのか、なぜそのような学習が大切なのかが分かります。



○「生活」は、同じ教科名でも、内容は異なる

特別支援学校（知的障がい）小学部の各教科の「生活」は、小学校1，2学年の各教科の「生活」と同じ教科名ですが、内容は異なります。特別支援学校（知的障がい）小学部の「生活」は次のことに留意します。

- 1年生から6年生まで履修する。
- 内容は3段階に分けて示されている。
- 12の観点から構成されている。
「基本的生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「決まり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共施設」
- 12の観点をそれぞれを単元として取り扱うことよりも、いくつかの観点を組み合わせたり他の教科との関連を十分に図ったりして総合的に指導することが重要であり、このような指導を通して児童の生活していく力を高めることが大切である。
- 家庭との連携を図り、日々の指導を充実し、将来の家庭生活や社会生活に必要な内容を、実際の生活を通して身に付けていくようにすることが大切である。

○段階別に示されている

特別支援学校（知的障がい）の各教科の内容は、段階別に示されています。児童生徒の学力等が、同一学年であっても、知的障がいの状態や経験などが様々であり、個人差が大きいからです。

- 小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示されている。
- 個々の児童生徒の実態等に則し、内容（段階）を選択して指導します。